

## 令和6年度光の園保育園 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、本園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 光の園福祉会
代表者氏名	理事長 藤雄 真正
法人の所在地	武雄市武雄町大字富岡 7640 番地
法人の電話番号	0954-23-5811

### 2. 利用施設

施設の種別	保育所		
施設の名称	光の園保育園		
所在地	武雄市武雄町大字富岡 7640 番地		
電話番号	0954-23-5811		
管理者名	園長 藤雄 正受		
利用定員（年齢別）	3歳以上児	46名	
	1歳以上3歳未満児	30名	
	1歳未満児	14名	
認可年月日	法人認可 平成7年11月28日（保育所開設認可 昭和28年10月）		

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、乳幼児期の養護と教育を行うほか、保育所保育指針に掲げる役割と目的が達成されることを目的とする</li> </ul>
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは、仏様からの預かりもの、仏の子どもを育てます。 （生まれてきてよかった。あなたに会えてよかった。この土地で育ててよかった。）</li> <li>当保育園は、児童福祉法に基づき保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。</li> <li>当保育園は、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</li> </ul>

### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1103.77 m <sup>2</sup>		
	園庭	409.15 m <sup>2</sup>		
建物	構造	木造一部2階建て		
	延べ面積	571.16 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室
	ほふく室	室	遊戯室	1室
	調理室	2室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室		
設備の種類	冷暖房（床暖房）、プール			
その他	屋外遊戯場	409.15 m <sup>2</sup>		

## 5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1人	
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の保育をつかさどる	1人	
副主任保育士	主任保育士を助け、2号3号各認定の保育の指導・調整を行う	2人	
保育士	保育計画に基づき保育を行う。	11人	3人
事務員	園長の指導のもと、本園事務全般を行う	1人	
看護師	園児の健康・発育を管理し、病児の看護をおこなう。	1人	
栄養士	給食計画、栄養指導及び管理、食育の推進を行う。	1人	
調理員	調理業務、食育に関する活動を行う。	2人	

\* 当園では、「武雄市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時30分から午後7時30分
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	武雄市の避難情報発令対応ガイドラインにより、止む無く休園することがある（別添ガイドライン参照）

\* 警報発令時の対応について

- ・ 緊急連絡網により各家庭に個別連絡をする。

\* 感染症流行時の対応について

- ・ 緊急連絡網により各家庭に個別連絡をする。

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時30分
保育短時間認定	保育時間	午前8時から午後4時
	時間外保育	午前7時30分から午前8時、午後4時から午後7時30分

\* 保育短時間認定について、保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、**時間外保育を提供します。ただし、時間外保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。**

## 8. 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成30年4月1日施行）を踏まえ、保育、その他の便宜の提供を行います。

※ 別紙 ようこそ保育園（保育全体計画参照）

## 9. 食事の提供方法等について

### ① 食事の調理方法

自園調理（栄養士の指導のもと、2名の調理員が調理・提供します）

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

（3歳未満児は主食+副食の完全給食、3歳以上児は副食のみの給食）

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

強酸性次亜塩素酸水による食物・機器の殺菌と、オゾンによる夜間燻蒸により調理室内の丸ごと殺菌を毎日行っています。

## 10. 利用料金

① 保育に係る利用者負担（保育料）

0、1、2歳児（4/1現在の3歳未満児）については、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払い頂きます。保育料の納入は、口座振替をご利用ください。また、納付書による納入も可能です。

② 保育に伴う給食費（副食費負担）について

保育の無償化に伴い、赤・青・白組の園児の給食費（副食費、1名月額5,500円）を直接保育園にお支払い頂きます。つきましては、対象園児の保護者様は、お手持ちの佐賀銀行口座より毎月25日に振替をお願いいたします。（振替手数料は、保育園負担で行います）

振替口座は、佐賀銀行どの支店でも結構です。また、口座名義は、保護者様名義のほか御家族様（祖父・祖母等）名義でも結構です。尚、佐賀銀行の口座をお持ちでない方は、早急に佐賀銀行の口座開設をお願い致します。

この佐賀銀行への振り替え申し込みは、入園前に行って頂きます。

③ 前①②項以外の保育において提供する便宜に要する費用、及び保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、保育に係わる実費費用を負担していただきます。（別紙ようこそ保育園 参照）お支払方法については別途お知らせします。

④ 利用料とは別に愛育会（保護者会）からの会費の徴収があります。

## 11. 利用の開始について

当園では、武雄市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 長期欠席するとき

④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています

医療機関の名称	(小児科) 太田小児科・内科医院	(歯科) 山口亨歯科医院
医師氏名	太田 光博 先生	山口 亨 先生
所在地	武雄市武雄町武雄 7323-1	武雄市武雄町永島 15348
電話	(0954) 2 2-4 1 7 8	(0954) 2 2-3 4 4 5

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災・地震・不審者を想定した避難訓練を月 1 回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源		
避難場所	火災等発生場所により 3 か所設定 (ようこそ保育園 参照)		
	大規模災害の場合の避難場所は、武雄小学校です。		

### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①年に 2 回、職員に対して虐待防止研修を実施 ②複数担任の実施等

### 17. 賠償責任保険の加入

#### ①独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、保育園の管理下において児童の不慮の事故・災害に備える公の制度です。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、又はこれに基づく政令等に定められています。ご理解の上、全員の加入をお願い致します。

共済掛け金の一部 240 円の保護者負担をお願い致します。

#### ②保育園賠償責任保険 (掛け金：園負担)

保険会社	東京海上日動	東京海上日動
保険の種類	保育園賠償責任保険	保育園児団体障害保険
保険金額	施設賠償 (対人 1 名 10 億円・1 事故 10 億円)	入院 3,000 円
	生産物賠償 (対人 1 名 10 億円・1 事故 10 億円)	通院 2,000 円

### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士 公文あゆみ		
解決責任者	園長 藤雄 正受		
利用時間	午前 9 時～午後 5 時		
連絡先	電話 (0954) 2 3-5 8 1 1	FAX (0954) 2 3-5 8 2 1	
第三者委員	藤木 賢治	小林恵美子	
	電話 (0954) 2 2-4 2 5 9	電話 (0954) 4 5-2 6 7 8	
	役職 当法人監事	役職 当法人監事、元立野川内保育園長	
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、『個人情報保護法』において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、その適正な取り扱いを図ります。

しかしながら、園児の利益を鑑みて、以下の最小限の目的の為に対外的に使用することがあります。

- ①小学校等への円滑な入学が行われるように、当該小学校等との間で情報を共有すること。
- ②転園等が行われる場合、当該施設と必要な連絡調整が行われるように情報を共有すること。
- ③緊急時において、園児の最善の利益を考慮して、病院等の施設と情報を共有すること。

### 20. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動 (愛育会) を行っています。